

以上のような本校における交通事故違反の実態及び生徒の意識を踏まえ今後の指導のあり方を再検討することにした。

バイクの全面禁止（三ない運動）を地域ぐるみで実施に踏みきっている県内の他校の例を参考に、「全面禁止に踏みきる」か、「従来通り、○、C、Cの原動機付自転車に限り、強力な指導を加えつつ乗せる」かについて慎重な検討が繰り返された。

その結果次のようないくに限り、免許取得を認めることに決まり、五〇、C、Cのバイクに限り、免許取得を認めた。

この結論に達した主な理由は次の通りである。

(一) 工業高校としての特性を考慮する。

(二) 全面禁示をしても無許可での免許取得や無免許運転の心配はない。

(三) 現在の若者でバイクに興味を持つのは当然であろう。

(四) 車社会の中には、少なくとも五〇、C、Cのバイクは許可してもよいのではないか。

(五) 本校は生徒の通学範囲が広く通学上不便な生徒も少なくない。

## 五 指導の実際

高校生をとりまく車社会の中で、我々学校関係者が強く望むことは、家庭と学校とが連携をより密にして、高校生

に対し「安全教育の徹底」と「正しい運転技術の習得」により、事故と違反の防止に努めることである。

そのためには、より具体的にしかもきめ細かい方策を見いだし実践に移すことが必要である。

(一) 運転免許取得希望者への指導

1 免許取得希望者へ申し出（生徒・保護者間の話し合いを確認）

2 保護者の来校を求めH.R.T.と話し合う（五〇、C、C以下であることの確認、監督要請等）

3 免許取得願の提出

4 学校長の許可証発行

5 受講、受検

(二) 運転免許取得後の指導

1 運転免許取得届の提出

2 誓約書（保護者連名）の提出

3 安全運転者会への入会

4 バイク運転の「五大原則」の厳守

5 バイク運転は五〇、C、C以下とする。

6 バイクの貸借は絶対にしない

7 バイクの二人乗り絶対禁止

8 スピードの出し過ぎ注意

9 ヘルメット着用の義務

10 その他

11 夜間はもちろん、登校時も原則として使用禁止

12 帰宅後、休日等の使用上の注意

13 道路交通法の厳守

このような手順を経て免許取得を認めているが、このことが家庭でどれだけ理解され、どのように受けとめられているであろうか。放任にも似た状態で子供の言いなりになつて家庭も見受けられる。したがつて家庭に対する一層積極的な働きかけが必要である。

現在の車社会の中にある若者たちのバイクに対するあこがれと関心は並々ならぬものがある。このことを十分に認識した上で、本校ではあらゆる条件を考慮し、交通事故と違反の防止を取り組んできた。しかしながら五十四年一度もかなりの件数の交通事故と違反が発生することはまことに残念である。

今後は、今までの指導のあり方を絶えず点検し、また他校の取り組みを参考しながら、前途ある若者たちを車社会の犠牲から守り、高校生活の本来の目的を達成させるため、一日たりとも指導の手を休めることなく全校一丸となつて更に強力に取り組むつもりである。

高校生のすべての問題行動にあてはまることがあるが、生徒の直接の保護監督者である親たちのバイク問題についての認識が甘いことである。学校としてはあらゆる機会をとらえて啓発に努力し、学校と家庭がより連携を密に取り組まなければならないと思う。

## 六 反省と今後の指導

いま、この原稿をしたためている。

ある生徒の父親から電話を受ける。「先生、大変申し訳ありません。私の息子が私のバイクを無断で乗り回し、無免許で警察官に補導されました」と。

「バイクの鍵は」とさくと、「テレビの上に一寸置いたのを無断で持ち出した」とのことである。

現在の車社会の中にある若者たちのバイクに対するあこがれと関心は並々ならぬものがある。このことを十分に認識した上で、本校ではあらゆる条件を考慮し、交通事故と違反の防止を取り組んできた。しかしながら五十四年一度もかなりの件数の交通事故と違反が発生することはまことに残念である。

今後は、今までの指導のあり方を絶えず点検し、また他校の取り組みを参考しながら、前途ある若者たちを車社会の犠牲から守り、高校生活の本来の目的を達成させるため、一日たりとも指導の手を休めることなく全校一丸となつて更に強力に取り組むつもりである。

高校生のすべての問題行動にあてはまることがあるが、生徒の直接の保護監督者である親たちのバイク問題についての認識が甘いことである。学校としてはあらゆる機会をとらえて啓発に努力し、学校と家庭がより連携を密に取り組まなければならないと思う。